

議案第百十号

吉尾地区小規模土地基盤整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の

時期及び方法について

次のとおり吉尾地区小規模土地基盤整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求める。



昭和五十二年九月二十八日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年九月廿八日

原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

記

一 事業の名称

地域農政整備事業

小規模土地基盤整備事業

二 施行場所

東伯郡三朝町大字吉尾地内

三 経費の賦課基準

事業費の三〇パーセントを各事業の受益者に面積割で賦課するものとする。

四 徴収の時期

昭和五十二年度の工事着手から昭和五十四年三月三十一日まで

五 徴収の方法

金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。